

令和 6 年第 8 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 6 年 8 月 28 日（水）

午後 4 時 30 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第 8 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 8 月 28 日、第 8 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森 川	保	8	小 泉	聡
2	草 薙	初 夫	9	鈴 野	伸 吾
3	若 菜	成 之	10	吉 川	浩 正
4	曾 根	将 彦	11	市 川	芳 明
7	吉 川	充	12	山 村	優 子

会議を欠席した委員

5	池 上	元 徳	6	吉 川	稔 恒
---	-----	-----	---	-----	-----

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 田 川 敦 子 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 4 | 主 事 補 | 東 田 佑太郎 |
| 5 | 主 事 補 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第17号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第18号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第25号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第26号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第27号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第28号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 4 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は10人で、定足数に達しております。
- これより令和 6 年第 8 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。
- それでは、本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布させておりますとおり定めしましたので、ご了承願います。
- なお、5 番池上元徳委員、6 番吉川稔恒委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、1 番森川保委員、7 番吉川充委員の両名を指名いたします。
- 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。
- まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 6 年 7 月 25 日（木）から令和 6 年 8 月 27 日（火）までの概要でございます。
- 先月、7 月 25 日（木）、この場所におきまして、令和 6 年第 7 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、5 件、7 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、3 件、4 筆の市街化区域の農地転用届出について、また、農地法第18条第 6 項の規定による賃借の合意解釈について、専決処分の報告をさせていただきました。
- 議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3 件、42筆、農用地利用集積計画、貸人 2 名、借人 2 名、計 3 筆の以上 4 議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。
- 続きまして、7 月 30 日（火）に市内で開催された、さがみ農協座間市青壮年部との意見交換会に、会長、職務代理、農振部会委員ほかが出席しました。
- 8 月 10 日（土）開催された座間市ひまわりまつりの開会式に、会長が来賓として出席されております。
- 8 月 21 日（水）には農地部会を開催し、本日の議案について現地確認と事前協議を行いました。
- 続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 7 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせてい

いただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第17号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第18号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第17号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年8月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第18号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年8月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第3条許可申請について、地目、田が1筆、地積、128㎡。

農地法第4条届出について、地目、田が1筆、地積、271㎡、畑が10筆、地積、1,928.76㎡。

農地法第5条届出について、地目、田が6筆、地積、813.44㎡、畑が8筆、地積、6,595㎡。

合計としまして、田が8筆、地積合計、1,212.44㎡、畑が18筆、地積合計、8,523.76㎡、届出件数16件でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第25号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第25号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和6年8月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の3ページをご覧ください。

まず、譲渡人は、座間市入谷西二丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。

譲受人は、座間市入谷西二丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。

土地につきましては、番号1、入谷西5丁目■■■■■、登記地目、田、現況地目は畑、地積、128㎡です。

案内図につきましては資料の4ページをご覧ください。

JR入谷駅の西側に位置する市街化調整区域内の畑でございます。

譲受人の■■■■■さんですが、現在、当該申請農地に隣接する畑でご家族と共に1反ほどの農地を耕作しておりますが、隣接農地を取得し、現在の野菜づくりの面積を広げて効率よく耕作を行うため申請されました。購入後は、現在の野菜の畝を3割ほど増やし、露地野菜の栽培を増やす計画となっております。

農地の状況といたしましては、お手元のタブレットまたはテレビモニターにて現況の写真を用意しましたので、ご確認をお願いいたします。

所有する農業機械はトラクター、耕耘機等です。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第25号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 21日に農地部会を開きまして現場の確認に行っていました。この農地は入谷駅

の南側、田の排水路の横にある農地です。その隣接しているところに■■■さんが農地を持っているわけです。

何を作っているかという、これは幼稚園の関係でサツマイモなどをよく植えてあるのを確認しています。その延長で、規模拡大ということだと思います。

今、所有されている畑の全部を多分、作付はされていないと思うのですが、この方は機械を多く持っておられる方で、特に草刈り機はすごいを持っている方です。ですので、少しぐらい草が出て平気なのかと思います。園児のサツマイモや家庭の野菜などを作っておられるのは前からよく私のほうで確認しております。大丈夫だと思います。

議 長 議案第25号の地区担当委員は森川保委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

森 川 委 員 昨日の午前中に現地を見てまいりました。今、若菜部会長から報告がありましたように草もきれいに刈られていて、テレビモニターの中には映っていないですが、木もきちんと根元から切られて、これから作付をするのだろうという感じでございました。特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第25号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、農地部会長報告は「承認」であります。農地部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第25号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第6、議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を

引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年8月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の5ページをご覧ください。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出する、引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

まず、申請人ですが、座間市栗原中央二丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん、引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年7月29日から令和6年8月28日まで。

特例適用農地につきましては、番号1、栗原字中丸■■■■■、地目、畑、地積、2,499㎡。番号2、栗原中央2丁目■■■■■、地目、畑、地積、410㎡のうち362.11㎡。番号3、栗原中央2丁目■■■■■、地目、畑、地積、211㎡。番号4、栗原中央6丁目■■■■■、地目、畑、地積、880㎡、合計、4筆、3,952.11㎡でございます。

場所につきましては、案内図6ページから8ページでございます。

栗原にある座間厚生病院の北側の市街化調整区域内の畑と、自宅の南側の生産緑地の指定を受けている畑、栗原中央6丁目の特別養護老人ホーム栗原ホーム西側にある市街化調整区域内の畑、合計、4筆でございます。

■■■■■さんは平成14年に旦那さんが亡くなられ、その相続の際に相続税の納税猶予を受けられ、今回で7回目の証明の申請となります。

農地の状況といたしましては、現況写真がありますのでご確認をよろしくお願いいたします。

続いて、農業経営といたしましては、ご家族で農業経営をされており、農機具につきましては、トラクター、トラック等を所有されております。

申請内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 こちらも21日に回っています。■■■■■さんは、かなりのご高齢ですので、子供さん、また、の方が協力されて4筆を耕作されています。大きな農地も、昨日、今日、見に来るからということでトラクターをかけたような跡ではなく、定期的に管理をされているような感じでした。すごくきれいになっています。

また、耕作者の１人の娘さんについては、よく直売所で会うのです。ですから、耕作して、できた品物を直売所に卸しているということで、一生懸命にやっておられる方です。問題ないと思います。

議 長 議案第26号の地区担当委員は曾根将彦委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾 根 委 員 今、若菜部会長がおっしゃったとおりなのですが、１番については、サツマイモ等が植わってしまして、周りはトラクターできれいに耕運されていました。

それから、２番、３番については自宅の南側の畑で、これもトラクター等できちんと耕運されていましたので問題ないと思います。

４番については、これは娘さんの自宅の南側なのですが、モロヘイヤ、ネギ、オカワカメ、アスパラガス等が栽培されてしまして、以上、この４筆については問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 挙手全員。よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第７、議案第27号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第７、議案第27号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和６年８月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の９ページをご覧ください。

申請人は、座間市新田宿 〇〇〇〇 にお住まいの、〇〇〇〇 さんからの申請でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年9月29日から令和6年8月28日まで。

特例適用農地につきましては、番号1、新田宿字中屋敷 〇〇〇〇、地目、田、地積、991㎡でございます。

場所につきましては、10ページの案内図をご覧ください。

こちらは特別養護老人ホーム座間苑の西側にある市街化区域内の生産緑地の田、1筆でございます。

現況は、写真でご確認をよろしくお願いいたします。

〇〇〇〇 さんですが平成23年12月にご主人が亡くなられ、妻である 〇〇〇〇 さんがこの農地を相続されました。〇〇〇〇 さんは農地の相続に当たり相続税の納税猶予を受けられ、今回の申請のあった引き続きの証明は4回目となります。

〇〇〇〇 さんが所有する農地につきましては、この田、1筆のみで、ご家族でこの農地で水稻を作付されております。

農業機器等につきましては、耕耘機、トラクター、田植機等、一通りを所有し、農地を管理されております。

申請内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第27号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せて地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 今、事務局から説明がありましたとおり、〇〇〇〇 さんがお持ちの唯一の田です。昔は、周りはみんな田だと思うのですがけれども、住宅の中でよく耕作されていると私は思いました。機械も、今年、コンバインを購入したという話などを聞きましたので、1反の田をすごく丁寧に、大事に使ってられるのではないかと思います。問題はないと思います。

議長 農地部会長の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第27号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第28号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第28号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年8月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の11ページをご覧ください。

申請人は、座間市ひばりが丘一丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年9月29日から令和6年8月28日まで。

特例適用農地につきましては、番号1、ひばりが丘1丁目■■■■■、地目、畑、地積、1,122㎡でございます。

場所につきましては、12ページの案内図をご覧ください。

こちらは座間南林間線に以前ございました文教堂という本屋の北側に位置する市街化区域内の生産緑地の畑、1筆でございます。

現況写真と併せてご確認をお願いいたします。

■■■■■さんは、自営で造園業をしながらの農業経営となります。平成8年の相続により、当該生産緑地の畑、1筆を納税猶予として受けられました。

■■■■■さんが所有する農地は、この1筆のみとなっており、耕耘機等を所有され、ご夫婦で管理をされております。

内容につきましては以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、議案第28号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 まちなかにある植木の養成所のようなところですよ。普通だったらかなり草が出ているはずなのですが、定期的にやられているのだと思います、すごくきれいになっていました。

ただ、植木の養成所なのですが、植木が大き過ぎます。その辺が買手がいないという一つの原因だと思うのですが、少し木が大きくて動いている形跡がないのかと思うのですが、それとこれとは全然違う問題で、すごくきれいに管理されていました。問題はないと思います。

以上です。

議長 議案第28号の地区担当委員は鈴野伸吾委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

鈴野委員 [REDACTED] という立派な造園屋だと思うのですが、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第28号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

それでは、去る7月30日にさがみ農協座間市青壮年部と意見公開会を実施しておりますので、吉川充農振部会長から報告を求めます。

吉川農振部会長 それでは、7月30日に米ディハウスさま座間の会議室で実施した意見交換会の結果等をご報告いたします。

意見交換会は、農業委員6名とさがみ農協座間市青壮年部部員8名で行いました。

今回の意見交換会では、行政への意見、要望及び10年後の座間市の農業について意

見をいただきました。その中で市の事業に対しての要望としまして、直売所への出荷
奨励補助金の復活をしてほしい、農業への新規参入がしやすくなる支援をしてほしい、
他市の補助事業のような耕作面積に応じた補助を行ってほしい、学校給食米の差額補
助のような施策を野菜類等でも行ってほしいなどの意見をいただきました。

市の施策に対して及び国・県に対しての要望については、記載のとおりです。

今後については、今回の意見及び昨年を開始した認定農業者との意見交換会での意
見を基に要望書を作成し、9月下旬に市長へ提出する予定です。

報告は以上です。

議 長 委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かありますか。

その他

- ・ あっせん希望農地調査書について
- ・ 臨時農振部会の開催について
- ・ 令和6年度神奈川県農業委員会活動推進大会開催要領

議 長 ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和6年第8回市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後5時00分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

1 番 _____

7 番 _____